

仕様書

紙力増強剤

独立行政法人国立印刷局小田原工場
生産管理部生産管理課

- 1 件 名 紙力増強剤
- 2 目 的 本品は、独立行政法人国立印刷局小田原工場（以下「印刷局」という。）製紙課調製抄造係において、製紙用補助薬品として使用するため購入するものである。
- 3 数 量 約〇, 〇〇〇 k g（約 6, 0 0 0 k g × 〇回）
- 4 納入期間 令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日（詳細は別紙参照）
なお、納入時期及び数量については、印刷局の製造状況により変更、増減がある。
- 5 納入場所 独立行政法人国立印刷局小田原工場
神奈川県小田原市酒匂 6 - 2 - 1
印刷局の担当職員（以下「担当職員」という。）が指定する場所

6 品質規格

規格項目	規格値	測定条件
外 観	淡黄色透明液	
成 分	アクリル系	
乾燥固形分 (%) ※	15.0±2	
p H	4.5～7.0 (25℃、1%のとき)	JIS Z8802
イオン性	アニオン	
異物の混入	異物の混入が少ないこと。	

※ 固形分、有効成分、不揮発分でも可とする。

7 検 査

- (1) 品質試験は印刷局の定める方法により行う。
- (2) 納入の際に「試験成績表（6項の品質規格）」を印刷局指定の場所へ提出すること。

8 納入形態

- (1) タンクローリーで納入すること。
- (2) タンクの受入口は、10K-65A フランジである。

9 SDS（安全データシート）の提出

契約締結後、SDSを提出すること。また、契約期間中に改定した場合は、改定の都度、提出すること。

10 その他

- (1) 納入時、100ml程度の容器に収めたサンプルを持参すること。
- (2) 納入日時は、担当職員が事前通知により指定した日時に納入すること。

- (3) 工場への入門時間は、原則 8 時から 11 時、13 時から 15 時とする。
- (4) 受入数量は、印刷局が用意した計量器で計量したものとする。
- (5) 納入に際しては、担当職員が数量を確認し、納品書等にサイン又は捺印を行うものとする。
- (6) 受入れは、印刷局の受入検査に合格した後とするが、受入れ後ロット内の品質にバラツキがあり、トラブルが発生した場合は別途協議することとする。
- (7) タンクローリー車からの接続管を他の薬品と間違えないこと。
- (8) 負業者は、業務上知り得た印刷局の情報については、印刷局関係者以外の者にもらさないよう徹底すること。
- (9) 印刷局の工場構内（以下「構内」という。）への出入りに当たっては、構内全域のセキュリティを確保するため、小田原工場構内管理実施細則等に基づき、構内管理者の指示する次の事項を遵守すること。
 - イ 請負者は、事前に「構内作業出入許可申請書」等の申請手続を行い、構内管理者の許可を受けること（車両による入退場を含む）。
 - ロ 入門時には、身分証明書を警備職員（外部委託警備員を含む）に必ず提示すること。
 - ハ 構内では、身分証明書・腕章等を着用すること。
 - ニ 構内では、原則として担当職員と同行のうえ業務を行うこと。
 - ホ 構内では、指示された場所以外には立ち入らないこと。また、決められた場所以外での飲食、喫煙は行わないこと。
 - ヘ 業務で必要なもの以外の物品は、構内には持ち込まないこと。
 - ト 印刷局の物品を搬出する際は、事前に担当職員を通じて「物品搬出許可書」の申請手続を行い、許可を受けること。
 - チ 構内における写真撮影（動画撮影を含む。）は禁止とする。ただし、業務目的で写真撮影が必要な場合は、事前に担当職員を通じて「構内撮影許可」の申請手続を行い、許可を受けること。
 - リ 構内における携帯電話（類似するモバイル機器等を含む。）については、許可された場所以外での使用は原則として認めない。
- (10) 請負者は、小田原工場における環境マネジメントシステムに従い、次の事項について遵守すること。
 - イ 車両の構内速度 (15km/h) を遵守するとともに、急発進や急加速をしないこと。
 - ロ アイドリングストップを励行すること。
 - ハ ゴミの分別処理を確実に行うこと。
- (11) 作業に当たっては、安全に十分配慮すると共に、請負者にあつては、作業従事者に対し、使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、その他の法令上の全ての責任を負うものとする。
- (12) 印刷局職員及び第三者を負傷させた場合は、請負者の責任において損害賠償を行うこと。
- (13) 印刷局及び第三者の物品等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において原状回復又は損害賠償を行うこと。
- (14) 本件の実施に当たり、法令上必要な届出が想定される場合は、請負者が印刷局に対して報告し、協議すること。
- (15) 請負者の押印については、必要に応じて省略できるものとする。
- (16) この仕様書に定めのない事項等については、双方協議の上、決定するものとする。